

(20)香川県留学生住宅確保支援制度

留学生がより安定した居住環境の中で安心して学究生活を営めるよう、留学生を受け入れる県内の大学等と(公社)香川県宅地建物取引業協会との連携のもとに、「住宅借入に当たり連帯保証を引き受ける」ことで支援する制度です。

名 称	連帯保証引受け制度
内 容	留学生が民間アパート、下宿等を賃借する場合、県国際交流協会が連帯保証人となる制度
対 象 者	(公財)日本国際教育支援協会の協力校になっている県内の大学、短期大学、高等専門学校に在学又は入学を許可された学生で「留学」の在留資格を有する者
申 請 要 件	①県国際交流協会への申請に先立ち、所属する大学等の推薦を受けること
	②(公財)日本国際教育支援協会による留学生住宅総合補償に加入すること

◎手続きの流れ：

- ①大学等の留学生担当窓口で制度の説明を受ける。
- ②協力業者で住宅物件を選ぶ。
※協力業者とは(公社)香川県宅地建物取引業協会に加入し、この制度に賛同する宅地建物取引業者のこと。
- ③協力業者から斡旋・紹介された家主との間で、物件の賃借を内定する。
- ④大学等の留学生担当窓口で、「留学生住宅確保支援制度」の利用推薦申請を行う。
併せて(公財)日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」への加入手続きを行う。
- ⑤大学等が発行する「留学生住宅確保支援制度推薦書」と「留学生住宅総合補償加入者控」を持って県国際交流協会に利用申請を行う。
- ⑥県国際交流協会から適当と認められたときは「標準契約書」の保証人欄に署名押印してもらう。
- ⑦協力業者で契約書を締結する。また大学等の留学生担当窓口で契約の成立を報告する。
- ⑧入居開始

問い合わせ先：(公財)香川県国際交流協会

TEL (087) 837-5908

FAX (087) 837-5903